平成２２年（フ）第１６２３号
宮城県名取市下増田字前田97番地の１　44街区21画地レオパレスかがやき104
債務者　松尾　美江
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２８号
仙台市太白区茂庭字合ノ沢北35番地の３
債務者　岩渕　祐子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５２号
仙台市太白区西中田７丁目14番８号　パーシモン弐番館202
債務者　勝田美穂子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
宮城県大崎市古川江合錦町１丁目６番47号　コーポ江合103号
債務者　阿部　惠悦
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
茨城県常総市豊岡町乙1422番地　シャインＢ207
債務者　中島　明人
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３８号
茨城県常総市豊岡町乙1422番地　シャインＢ207
債務者　中島由香理（旧姓海老原）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３５９号
千葉県船橋市薬円台４丁目15番２棟401号
債務者　赤地　洪子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６０号
千葉県船橋市薬円台４丁目15番２棟401号
債務者　赤地　和広
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２２号
千葉市花見川区こてはし台２丁目21番３号
債務者　吉住　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２９号
金沢市三馬１丁目420番地１
債務者　本多　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５３６号
金沢市小金町８番３号　ソレアードⅠ102号室、従前の住所金沢市高尾台４丁目114番地
債務者　遠藤　隆平
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
福井県敦賀市相生町３番18―301号
債務者　中川　修一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２７１７号
愛知県北名古屋市鍛治ケ一色宮浦25番地　県営西春住宅７―206
債務者　加藤喜代次
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８０号
愛知県瀬戸市山口町316番地　クローカスＢ―202
債務者　山口　　司（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７４号
名古屋市千種区希望ケ丘２丁目７番２―106号北十字荘
債務者　森　　貞子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９８号
大阪市旭区太子橋３丁目９番48―206号、申立時の住所大阪府守口市菊水通２丁目８番４―416号
債務者　當仲　義男
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６９号
大阪府箕面市白島２丁目28番２―408号
債務者　相馬　勝也
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部